

その看板、道路に出ていませんか 道路はみんなのものですー店先を見直しましょうー

道路は歩行者や車両が通行するために設けられています。安全のためにも、路上に商品や看板等を置かないでください。

道路の上でも、看板や日よけ等を設置するには許可が必要です。

▽許可が必要な物件 (例) 看板・壁面看板、日よけ・雨よけ、投光器等 (いずれも道路上空に突き出しているもの)

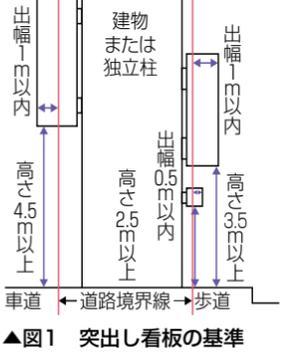


▽許可できない物件 (例) 置き看板、のぼり旗、植木鉢等

※道路占用物件には毎年道路占用料がかかります。詳しくは下記道路占用許可の申請・問合せ先へ。

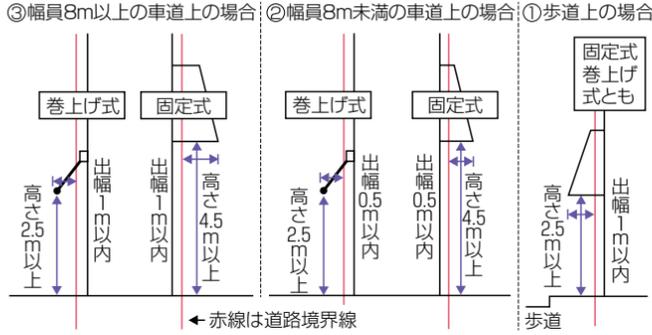
●許可基準 (一部抜粋)
▽突出し看板 (自家用看板に限る) (図1)
・道路への出幅1メートル以内 (壁面看板は0.3メートル以内)
・路面からの高さ車道上4.5メートル以上、歩道上3.5メートル以上 (歩道上で出幅が0.5メートル以内のときは高さ2.5メートル以内)

※1営業所、1事業所または1作業所につき2個以内です。
※占用料が免除になる場合があります。詳しくは下記問合せ先へ。



▲図1 突出し看板の基準

▽日よけ (図2)
①歩道および幅員8メートル以上の道路は道路への出幅1メートル以内



▲図2 日よけの基準

▽道路占用許可の申請・問合せ
・区道は台東区道路管理課
TEL (5246) 13003
・都道は東京都第八建設事務所
TEL (3882) 12332
・国道は国土交通省東京国道事務所
所蔵有出張所
TEL (3600) 5541
▽道路使用許可の申請・問合せ
・上野警察署
TEL (3847) 0110
・下谷警察署
TEL (3872) 0110
・浅草警察署
TEL (3871) 0110
・蔵前警察署
TEL (3864) 0110

広告塔・広告板等の 掲出には「屋外広告 物許可」が必要です

▽屋外広告物とは (図3) 「常にまたは一定の期間継続して」屋外で公衆に表示される」看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをさします。公道から見える広告物であれば、敷地内にあるものも対象です。



▲図3 屋外広告物

▽適用除外 自家用広告物で、商業地域は合計10平方メートル以内、その他の地域は合計5平方メートル以内の場合、許可を受けずに表示ができます。
※条件により、面積が小さくても適用除外にあたらない場合があります。
▽屋外広告を表示できない禁止区域 (適用除外の自家用広告物を除く) (例) 第1種・第2種中高層住居専用地域、特別緑地保全地区、風致地区、首都高の両側等
※旧石崎邸庭園の周囲では、屋上広告物は禁止、壁面の高さ20メートル以上に設置する広告物には規模・色彩に規制あり
▽広告物の表示等が禁止されている物件 (例) 道路標識・ガードレール・街路灯などの道路付属物
信号機・電柱・電話ボックスなどの道路占用物件、街路樹等

※許可申請には手数料がかかります。
▽許可証と一緒に許可済シールを交付しています。許可を受けた広告物や建物入口等、見やすい場所に貼ってください。
▽その他広告物に必要な許可等
・景観条例に基づく事前協議 建物に設置する広告物の合計面積が10平方メートルを超えるとき
・工作物確認申請 看板(支柱を含む)の高さが4メートルを超えるとき
▽道路使用許可・道路占用許可
看板が道路に出ていたるとき
▽屋外広告物許可の申請・問合せ
台東区道路管理課 占用担当
TEL (5246) 13003

子育て・教育

ファミリー・サポート・センター会員募集

子供を預けたい方(依頼会員)と預かってくださる方(提供会員)を登録し、依頼に応じて提供会員を紹介しています。活動終了後、依頼会員から提供会員に謝礼と実費が支払われます。

▽活動内容 保育施設・習い事への送迎、提供会員宅での預かり
※会員同士で相談の上、子ども家庭支援センター・児童館・生涯学習センター(子ども室)一般開放日のみ)などの児童関係施設を利用することもできます。
※お泊りサポート(宿泊預かり)も行っています(利用条件あり)。

・依頼会員入会説明会(予約制)
▽日時 9月15日(火)、10月20日(火)
午前9時30分~10時30分
・提供会員入会説明会・登録時講習会(予約制)

▽日時 9月15日(火)、11月19日(木)
午前9時30分~午後1時30分
◆以降、右記記事の共通項目◆
▽場所 台東区生涯学習センター(車での来場不可)
※託児あり(要予約)
▽申込締切日 各開催日の前日(土・日曜日・祝日を除く)
▽申込み・問合せ 台東区社会福祉協議会台東区ファミリー・サポート・センター
TEL (5828) 7548

子育て心理相談(予約制)

子供や家族のことでイライラしてしまったり「自分に、子育てに自信がもてない」「出産後、気分が落ち込みがち」など、保護者の相談を専門カウンセラーがお受けします。

▽日程 ①9月16日(水) ②9月29日(水)

▽時間 午前9時30分~11時30分
(1人30分程度)

▽対象 区内在住で、就学前の子供を育てている方

▽場所・申込み・問合せ
①浅草保健相談センター
TEL (3844) 8172
②台東保健所保健サービス課
TEL (3847) 9497

産前産後支援ヘルパー「あったかハンド」の対象が拡大しました

制度改正に伴い、「ご利用いただける期間が生後1年未満まで(多胎の場合は、生後3年未満まで)となり、利用上限時間も増加となりました。その他にも変更点がありますので、詳しくは区HPをご覧ください。左記へお問合せください。

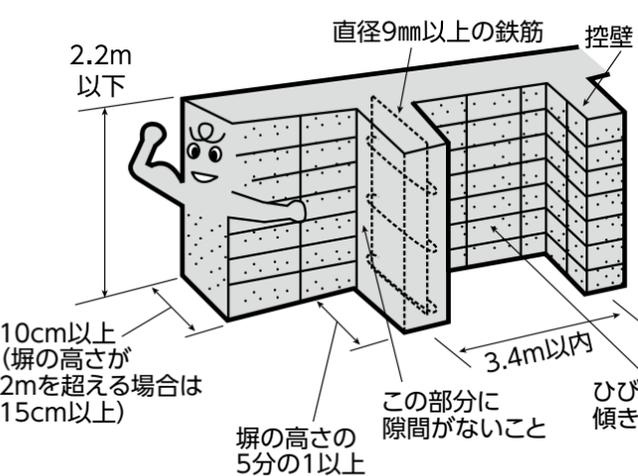
▽問合せ 浅草保健相談センター
TEL (3844) 8171

ご自宅のブロック塀・石塀をチェックしましょう

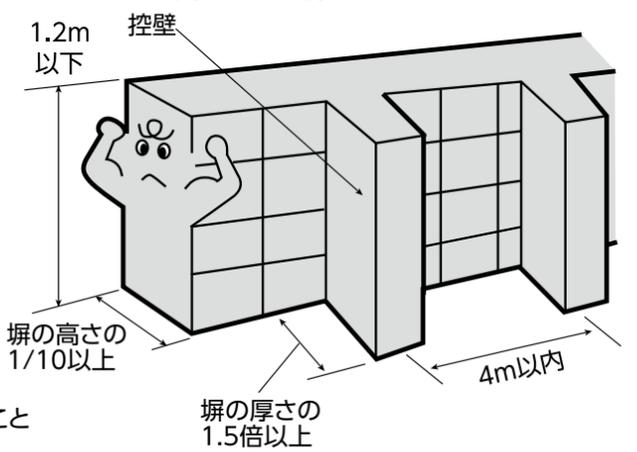
ブロック塀等の 改善工事費助成

令和3年3月31日までに完了する改善工事が対象です。補助率は対象工事費の2分の1で、限度額は50万円とします。
【対象となる塀等】道路に面した高さ1.2メートルを超えるコンクリートブロック造、組積造、その他これらに類する構造の塀または門柱
【工事の内容】ブロック塀等を除却する工事(塀等をフェンス、生垣、植栽等へ作り直す工事を含ま)など※助成を受けるには、区への事前申請が必要です。助成対象等詳しくは下記へお問合せください。
【問合せ】建築課構造防災担当
TEL (5246) 1335

ブロック塀の場合(高さ1.2mを超える)



石塀(大谷石等)の場合



上記に当てはまらない場合は注意が必要です。区では改善のための助成等も行っています。詳しくは、左記へお問合せください。